

障害年金の診断書（肝疾患による障害）を作成する 医師の皆さまへ

平成26年6月1日から 国民年金・厚生年金保険の診断書 「腎疾患・肝疾患 糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）」 の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「肝疾患による障害」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

平成26年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 認定基準の見直しを踏まえて臨床所見欄を整理し、アルコール性肝硬変の場合の記載欄を追加しました。
2. 「食道・胃などの静脈瘤」や「ヘパトーマ治療歴」欄などを見直し、肝硬変症に付随する病態の治療歴の記載欄を追加しました。

★ **変更後の様式の診断書**を作成する際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。